

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月3日認可した。

平成22年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）岩鍋幹線上野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）信末上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）出晴寺前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）竹成中道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）本庄上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）本庄下地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）下新田1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）小立上岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）田中3号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）作家池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺浦上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）鎮守池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中筋地区
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）小原池幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）逆瀬池地区